

施策名	目標5-5自然とのふれあいの推進				担当部局名	自然ふれあい推進室 自然環境整備担当参事官室		作成責任者名	堀上 勝 大庭 一夫	
施策の概要	豊かな自然とのふれあいや休養などの国民のニーズに応えるため、持続可能な自然資源の保全を図りつつ、安全で快適な自然とのふれあいの場の提供やふれあい活動をサポートする人材の育成を行う。				政策体系上の位置付け	5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進				
達成すべき目標	安全で快適な自然とのふれあいの場を提供しつつ、ふれあい活動をサポートする人材を育成することでエコツーリズムを推進し、自然とのふれあいの質の向上を図る。また、貴重な自然資源である温泉の保護と適正な利用を図る。			目標設定の考え方・根拠	自然公園法 エコツーリズム推進法 エコツーリズム推進基本方針 温泉法			政策評価実施予定時期	平成25年6月	
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
1 自然とのふれあいの場である自然公園等の利用者の推移		-		-	-	-	-	-	-	自然とのふれあいの場を提供する施策は、自然環境の保全や再生等も目的としており、客観的な指標で成果を表すことが適当でないため目標値は設定できないが、関係するデータとして公園利用者数を設定したものの。
2 エコツーリズム推進法の規定に基づく全体構想認定数	0	平成20年度	3	平成24年度	3	4	5	5	5	全体構想の認定数が増加することは、エコツーリズムの推進に直接的に結びつき、自然と人の共生について国民の意識の向上を図ることに繋がる。
3 温泉利用の宿泊施設利用人数の推移		-		-	-	-	-	-	-	施策の必要性や適正利用を図る参考として選定したものであるが、当該施策は温泉法の適正な施行を図るための各種調査・検討を行うものであり、温泉法の目的である温泉の保護や可燃性天然ガスによる災害の防止、温泉の適正利用は、利用人数の多寡のみで成果を現すことは適当でなく目標値は設定できない。
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)(百万円)		24年度当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等					
	22年度	23年度								
(1) 自然公園等事業費(平成6年度)	12,652百万円 (11,781百万円)	9,587百万円 (9,146百万円)	7,199百万円	-	<達成手段の概要> 国立公園等において自然環境の保全や消失・変容した自然生態系の再生を図るとともに、国立公園等の保護上及び利用上重要な事業(登山道、避難小屋、木道、植生復元施設、山岳トイレ等の整備)並びに国民公園等の施設整備を実施し、維持管理を行うもの。 <達成手段の目標> 国立公園等における優れた自然風景地等の保護と、利用の増進を図る。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 自然公園等事業を通じて、国立公園等における優れた自然風景地等の保護と利用を図るとともに、利用者が自然への理解を深めることで持続可能な利用が図られる「自然と共生する社会」の実現に寄与する。					
(2) 生物多様性の保全・活用による元気な地域づくり事業(平成23年度)	-	645百万円(473百万円)	735百万円	-	<達成手段の概要> 自然資源の保全・活用に意欲的に取り組む地域における「人材育成プログラム」や国立公園における活動拠点整備などを実施することで、地域の雇用を創出・確保し、国内外の観光客を呼び込むもの。 <達成手段の目標> 地域住民が地域の自然資源の価値を再認識するとともに、元気な地域の再生とさらなる活性化を図る。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 「人材育成プログラム」と「活動拠点整備」などを通じて、自然公園の利用と保護を図るとともに、公園利用者が自然への理解を深めることで持続可能な利用が図られる「自然と共生する社会」の実現に寄与する。					

(3)	自然生きものふれあい推進等事業(平成10年度)	63百万円 (63百万円)	76百万円 (70百万円)	20百万円	—	<p><達成手段の概要> 自然とのふれあいの機会・情報の提供等により、自然環境保全に関する理解の深化、各種取組への意欲の増進、適正利用の促進等を図る。</p> <p><達成手段の目標> スタッフ参加者数(100万人)</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 自然とのふれあいの機会及び情報提供等は直接的に自然とのふれあいの場を提供することに寄与する。</p>
(4)	エコツーリズム総合推進事業費	117百万円(89百万円)	9百万円(8百万円) ※22年度の繰越	30百万円	—	<p><達成手段の概要> エコツーリズム推進法に定められている国の責務である全体構想の認定、周知、技術的助言、情報収集、広報活動等を他の所管省庁と連携して実施する。</p> <p><達成手段の目標> エコツーリズム推進法の基本理念に則り、エコツーリズムの推進を図る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> エコツーリズムの推進を図ることで、持続可能な利用が図られる「自然と共生する社会」の実現に寄与する。</p>
(5)	自然公園指導員・パークボランティア研修事業(平成19年度)	3百万円(2百万円)	3百万円(1百万円)	2百万円	—	<p><達成手段の概要> 公園利用者に対し、自然解説を行うとともに、公園の適正な利用について普及啓発するための体制整備を図る。</p> <p><達成手段の目標> 研修を通じて、自然公園指導員及びパークボランティアの自然解説技術等の向上を図る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 自然公園指導員及びパークボランティアの活動を通じ、公園利用者に対し、自然環境保全の重要性について普及啓発するとともに、公園の適正な利用の推進に寄与する。</p>
(6)	温泉の保護及び安全・適正利用推進事業(平成18年度)	25百万円(24百万円)	24百万円(9百万円)	21百万円	—	<p><達成手段の概要> 温泉の保護や可燃性天然ガスによる災害の防止、温泉の適正利用等、温泉法の適正な施行を図るための各種調査・検討を行う。</p> <p><達成手段の目標> 温泉法に基づき都道府県等が行う許可の判断基準等に関連する事項を策定し、技術的助言等を実施。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 当該事業を通じて、温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止、温泉の適正利用を推進するとともに、自然公園等を含めた自然への理解を深めることで持続可能な利用が図られる「自然と共生する社会」の実現に寄与する。</p>